平成２２年（フ）第３４３号
兵庫県尼崎市水堂町４丁目３番20―916号
債務者　西澤佐知子
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第３６６号
兵庫県西宮市一ケ谷町８番５―405号
債務者　大谷　泰彦
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第３８０号
兵庫県尼崎市久々知３丁目18番13号
債務者　富永　文雄
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第３９３号
兵庫県尼崎市東園田町６丁目47番地の３ガラントアドバン園田405号
債務者　稲浪　理恵
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第４２５号
兵庫県尼崎市常光寺２丁目１番10ー203号、前住所兵庫県尼崎市長洲東通２丁目11番６―405号
債務者　四元　和子
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第４３９号
兵庫県西宮市高須町１丁目４番３―102号
債務者　光装クリーンアップこと　橋本　　進
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第４５５号
兵庫県尼崎市常光寺１丁目７番１―203号
債務者　新熊　美沙（旧姓松永）
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第４６０号
兵庫県尼崎市上坂部３丁目14番６号森ハイツ102号
債務者　児玉　充弘
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第５１号
兵庫県朝来市和田山町竹ノ内599番地
債務者　陰山裕美子
1　決定年月日時　平成22年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２２年（フ）第６４号
鳥取県米子市大崎2290番地44　雇用促進住宅１号棟305号
債務者　安部　　健
1　決定年月日時　平成22年６月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２２年（フ）第１１９号
山口県下関市勝谷新町４丁目７番11号
債務者　篠田　祥子
1　決定年月日時　平成22年６月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第１２５号
山口県下関市彦島江の浦町７丁目４番18号、前住所山口県下関市彦島迫町４丁目３番13号
債務者　河根信一郎
1　決定年月日時　平成22年６月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第１２７号
山口県下関市武久町１丁目12番25号　山田アパート203号
債務者　中山　浩二
1　決定年月日時　平成22年６月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第１３０号
山口県下関市宮田町１丁目２番８号
債務者　領地　京子
1　決定年月日時　平成22年６月１日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第１３４号
山口県下関市本町１丁目１番３号
債務者　道森　健二
1　決定年月日時　平成22年６月１日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第１３５号
山口県下関市後田町５丁目17番20号　中川アパート１階１号
債務者　北條　伸一
1　決定年月日時　平成22年６月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第１３６号
山口県下関市後田町５丁目17番20号　中川アパート１階１号
債務者　北條壽美恵
1　決定年月日時　平成22年６月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
山口地方裁判所下関支部破産係